

令和6年度 第1回長井市景観審議会 議事録

開催日時：令和7年3月14日(金) 10:00～11:45

開催場所：長井市役所3階 防災研修室2・3

出席者：12名(委員7名、観光文化交流課1名、事務局4名)

■景観審議会委員 二宮正一委員(会長・座長)、相羽康郎委員、小幡知之委員、
加藤健太郎委員、工藤裕太委員、佐藤真琴委員、高橋郁子委員
(出席7名、欠席3名)

■長井市 観光文化交流課：木村真由美主査

■長井市事務局(建設課) 若月由紀課長、牛澤和樹補佐、佐原紗耶香係長、菅原駿主事
傍聴者：なし

【次第】

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 協議
 - (1)令和5・6年度景観事業報告
 - ①景観審議会の開催状況について
 - ②景観審査部会の開催状況について
 - ③公共事業景観形成連絡会の開催状況について
 - (2)景観の届出に係る行為完了後の状況確認
 - (3)令和6年度重要文化的景観に係る事業について
 - (4)その他
- 4 その他
- 5 閉会

【議事録】

- 1 開会
- 2 会長あいさつ

年度末の大変お忙しいところ景観審議会にお集まりいただき感謝申し上げます。2月の第1週頃までは穏やかな気候だったが、中旬以降は全国的に大雪で大変だったと思うが、長井のまちなかに関しては消雪設備が整備されていることでまだ良かった。

先月、本町・中央まちづくり協議会解散総会があった。本町の街路事業が令和5年度で完了し、西置賜で初の無電柱化道路が完成したということで、新たな景観となり今後楽しみだと感じている。

駅前通りの街路事業も動き出している。商業エリアの本町通りとは違って、市役所までの避難道路としての役割がメインであり、県内で初のまちなかでのラウンドアバウトとなる。

景観審議会では条例に従って、基準に適合するか審査している。本日は事務局の建設課と重要文化的景観事業担当の観光文化交流課より事業報告をしてもらうので皆さんから活発なご意見を頂戴

したい。本日はよろしく願いいたします。

3 協議

(1) 令和5・6年度景観事業報告

①景観審議会の開催状況について

②景観審査部会の開催状況について

③公共事業景観形成連絡会の開催状況について

資料1に基づき、事務局より説明。

(会長)

令和5年度第4回部会での審査案件であった栄町での集合住宅の建築については建築面積が500㎡未満だが、景観重要地区内としての基準に基づき、届出をしてもらったものになる。

(会長)

公共事業景観形成連絡会は全国的に開催されているのか。

(事務局)

景観法第16条第5項で、国の機関又は地方公共団体が行うものについては届出を要せず、通知をしなければならないという定めがあり、その運用方法については自治体により様々だと思うが、長井市の場合は審査ではなく、お互いの事業の情報共有を主な目的として開催している。

(委員)

公共事業景観形成連絡会では景観形成に影響を与える国・県・市事業を情報共有しているとのことだが、景観に対して特に影響が大きいものに対しては、景観行政団体として市で審査することはできないのか。

(事務局)

コロナ前は対面で開催していたので、従前の形式に戻し、大きな工事を予定している構成員の要望等があれば対面で情報共有する形に戻すという方法もある。また、年1回の会議に通知が間に合わない場合は随時通知してもらい、直近の審査部会で報告し、そこでいただいた意見を構成員に参考意見として伝えることができると考えている。

(2) 景観の届出に係る行為完了後の状況確認

資料2に基づき、事務局より説明。

(会長)

陸砂利採取案件については、基本的に審査部会は開かず、水源地から離れているか等の確認を事務局と私で行い、景観法の観点から意見を出している。

(委員)

今回報告してもらった届出とは関係ないが、舟場のセブンイレブンの東側と北側に大きな看板が何個も設置されており、せつかくの長井の景観が台無しだと感じている。県からは屋外広告物規制

の範囲外だと言われたが、景観の観点から市で規制はできないのか。

(事務局)

工作物については高さが10mを超えるか、建造面積が500㎡を超えるものは景観の届出の対象となっているが、それぞれの看板が基準の範囲内に収まっているということで、届出の対象外となっている現状がある。「単体毎（申請者毎）での審査をクリアすれば可」ではなく、単体が集合した場合に景観に及ぼす影響を考慮した届出基準の再検討が必要と事務局としては考えている。

(3) 令和6年度重要文化的景観に係る事業について

資料3に基づき、観光文化交流課より説明。

(会長)

鍋屋本店の写真に写っているのが重要文化的景観のエンブレムか。できればこのエンブレムに整備をした施工年月日を表示してほしい。

(観光文化交流課)

昨年から重要文化的景観の整備をしている箇所にこのようなエンブレムを表示している。ご意見いただいたエンブレム以外に建物自体にも整備した施工年月日等の表示を現在検討している。

(委員)

重要文化的景観として整備する際の改修内容（色味等）をチェックする審査会のようなものはあるのか。

(観光文化交流課)

調査検討委員会という組織があり、そこで見解をいただいている。

(委員)

重要文化的景観エリアの中に住んでいる人々に対しては、何か規制はあるか。

(観光文化交流課)

民家の規制は全くない状況。ルールで縛るということではなく、自発的に少し落ち着いた色にしようかなと思ってもらえるような方向に誘導していければと思う。

(委員)

ルールがない方が良いという考え方でも近傍類似という言葉がある。例えば周辺の家が2階建てであれば4階建てのような周辺から突出した建物にはしないようにしましょうという意味。ルールを設けないのであればこの文言くらいはあってもいいのではないかと思う。ヨーロッパではこの考え方が行き渡っている。

(4) その他

(委員)

駅前通りの街路事業を行うにあたって、一定の規制をするために何らかの協定を結ぶべき。

(事務局)

懸念点として、駅前通りに関しては事業を営まれている方と地権者が違うということもあって、直接意見を伺うことが難しいという現状がある。かといって何も制限をしないということではなく、まちなみの統一感を図るための方向性がわかるものは示したいと考えている。本町通りの場合は協定ががっちり固まりすぎていたという印象を皆さんお持ちのようで、新たに外から入りにくいのではないかと懸念している。協定よりもワンランク低い指針のようなもの結ぶことはできないかを検討しているところ。

(会長)

本町通りと違って、駅前通りは景観重要地区に含まれていないため、一般的な基準である高さ10mか建築面積が500㎡を超えるものでないと景観の届出対象行為として挙がってこなくなるので、事務局で検討しているような指針等で一定の制限をかけるべき。

(事務局)

指針等をつくる際には景観審議会にお諮りする必要がある。来年度以降にまち協での考えがまとも次第、審議会の委員の皆様にご相談させていただければと考えている。

4 その他…事務局より3点報告

①今期の委員の皆様の任期は今年度末で終了となる。2年間、景観事業に関わり貴重な意見を頂戴し感謝申し上げたい。今後のスケジュールについては、3月1日に市報等で、公募委員の募集について掲載し、2週間募集をかけている。公募委員が決まり次第、各団体へ委員の推薦依頼をして、4月上旬頃には委員を決定し、4月下旬から5月上旬頃に委員委嘱を兼ねた第1回審議会を開催させていただきたいと考えている。継続される委員の方におかれてはまた今後ともご協力いただきたい。

②長井市の景観計画の中で重要地区にも指定している本町・栄町エリアで施工していた県の桐町成田線街路整備事業が令和5年度で完了したことに伴い、街路事業を目的として設立された本町・中央まちづくり協議会が令和6年度末で解散となった。解散に伴って、協議会予算でこれまでのあゆみをパンフレットにまとめた。景観施策の観点から景観重要地区の取り組みについても載せているのでご覧いただきたい。

③山形県で取り組んでいる県内の魅力的な景観をPRするための事業である「やまがた景観物語」の一環で、県内のおすすめ景観スポットが「おすすめビューポイント100」として100箇所選定されている。長井市内でも21番「白兔駅から見るフラワー長井線と西山の眺め」、48番「竜神大橋から眺める「ながい百秋湖」の四季の彩り」、59番「ハヶ森より望む長井の眺望」が選定されている。59番のハヶ森については、長年に渡ってビューポイントの維持管理に貢献いただいている観点から、ビューポイントサポーターとして今泉区さんが県より表彰されているのでこの場を借りて報告させていただく。県の景観施策に関する取り組みも、長井市の景観施策の参考になる魅力的な事業が発信されているので、その都度審議委員の皆様にも情報共有させていただきたい。

5 閉会

以上